

(案)

二宮町職員の時間外勤務手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和32年二宮町条例第28号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、職員の時間外勤務手当の支給に関し必要な事項を定める。

(時間外勤務手当の支給割合)

第2条 条例第10条の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第10条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第10条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135
- (3) 条例第10条第2項の規定による勤務 100分の25

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。